



施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01673	施設名称	飯南茶業伝承館(飯南茶業伝承館)		
所在地(住所)		松阪市飯南町粥見1125番地1			
					
根拠条例	松阪市飯南茶業伝承館条例	担当部署	産業経済部 林業・農山村振興課		
設置年度	平成9年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	<p>長年、茶品評会出品茶製茶は組合員個人の工場に芽を搬入し行われていた。このことは、その工場所有者の負担であり、組合員からは研修製茶工場と茶業振興の活動拠点の設置が求められていた。</p> <p>平成9年度、茶業振興と茶製茶技術の伝承を図るとともに、茶の歴史など情報発信拠点として設置された。</p>				
施設の設置目的に沿った運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全国、関西茶品評会出品茶の加工 ・お茶の歴史や淹れ方などお茶の勉強会の開催 				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	区域外		
駐車場(収容台数)	10台				
土地	敷地面積	915.3㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	飯南茶業伝承館			
	用途	工場	構造・階数	鉄骨(4mm超)・地上2階・地下0階	
	建築年月	平成10年 3月20日	建物取得費(全体)	119,891,000円	
	延床面積	444.5㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度					

(3)管理・運営の概要

利用時間	AM10:00～PM3:00	休所(館)日	土、日、祝日 12月29日～1月3日
運営形態	指定管理	管理・運営者名	松阪市茶業組合
委託期間(指定管理の場合)	自 平成24年 4月 1日	至	平成29年 3月31日
業務内容	茶業振興と茶製造技術の伝承 お茶の情報発信		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					1,900,000				
賃借料					その他の経費				
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員等									
非常勤職員									
①小計					②小計				
					1,900,000				
④合計(①+②)-③					1,367,681円				
市民一人あたりのコスト					8.09円				
財源		補助金等収入		その他収入		261,470円			
		使用料等収入		270,849円		③年間収入合計		532,319円	

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
製茶場	人	457	294	415
仕上場	人	167	136	171
研修室	人	971	872	899

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	製茶場や仕上場の運営に係る燃料費などの高騰により、厳しい運営状況にある。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	製茶場及び仕上場の使用料は、搬入される茶葉量などをもとに組合員が一定の負担をしている。 ペットボトル茶の普及などによって、本来のリーフ茶の需要が減少するなど、茶業会は厳しい状況にあり、当組合員に更なる負担をお願いすることは難しい。 市の特産品であるお茶の振興ということから、施設の運営への支援は重要である。
特記事項	

